



資料 1

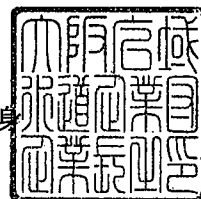
企 事 第 607 号
平成 29 年 3 月 8 日

大阪広域水道企業団個人情報保護審議会

会長 野 呂 充 様

大阪広域水道企業団

企業長 竹 山 修 身



個人情報の取扱いについて（諮問）

当企業団は、これまで、「水道用水供給事業」（水道水を製造し、府内 42 市町村に卸売りする事業）及び「工業用水道事業」（工業用水を製造し、府内 27 市町の約 430 事業者へ直接給水する事業）を行ってきました。

これらの事業に加え、平成 29 年 4 月 1 日から、四條畷市、太子町及び千早赤阪村と水道事業を統合し、当企業団が 3 市町村の区域内において、各家庭等に直接給水する「水道事業」を実施することとなります。

当企業団による水道事業の開始に伴い、新たに取り扱う個人情報につきまして、下記のとおり大阪広域水道企業団個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第 7 条第 2 項第 6 号）
2. オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項（条例第 7 条第 4 項）

【諮問事項1】 個人情報の目的外利用・提供禁止原則の例外事項

| | |
|----------|--|
| 条 文 | 条例第7条第2項第6号 |
| 項 目 | 市町村福祉関係部局に対する給水停止の対象である水道使用者に係る個人情報の提供 |
| 概 要 | 給水停止による事故を未然に防ぐため、給水停止の対象である水道使用者の氏名等を当該水道使用者が居住する市町村の福祉関係部局に提供する。 |
| 開 始 時 期 | 平成29年4月1日 |
| 提供する個人情報 | 給水停止の対象である全ての水道使用者の氏名、住所、給水停止日 |
| 理 由 | <p>現在、水道事業統合予定の市町村においては、給水停止による事故の発生を未然に防ぐため、市町村福祉関係部局に保有する水道使用者の個人情報を提供し、連携を図ることとしている。</p> <p>これは、水道料金を滞納する人等には、条例の規定により給水停止を行うことができるが、給水停止は、水道料金を徴収する上で有効な手段である一方で、真に生活に困窮されている人、高齢者や障がい者等の世帯に対しては給水停止による事故を考慮する必要があり、水道事業では通常把握できないため連携を図るものである。</p> <p>そのため、給水停止の対象である全ての水道使用者について、事前に福祉関係部局へ情報を提供することとしている。</p> <p>水道事業統合後、各市町村の区域内の水道事業を担う当企業団の水道センターも、同様の理由により引き続き当該市町村福祉関係部局と連携を図る必要がある。</p> <p>【別紙1】 平成24年5月9日付け健水発0509第1号「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について（厚生労働省健康局水道課長通知）」</p> |

| | |
|----------|--|
| 条 文 | 条例第7条第2項第6号 |
| 項 目 | 市町村福祉関係部局に対する福祉的な支援が必要と想定される水道使用者に係る個人情報の提供 |
| 概 要 | 地域において福祉的な支援を必要とする者を把握し、適切な支援を図るための連携の一環として、水道メーター検針時の訪問や水道料金の徴収などの業務を通じて、支援が必要と想定される水道使用者を把握した場合に、その氏名等を当該水道使用者が居住する市町村の福祉関係部局に提供する。 |
| 開 始 時 期 | 平成29年4月1日 |
| 提供する個人情報 | 福祉的な支援が必要と想定される水道使用者の氏名、住所、電話番号、使用水量履歴、企業団が業務において把握している生活状況、相談内容 |
| 理 由 | <p>現在、水道事業統合予定の市町村においては、地域の孤立死等を未然に防ぐため、市町村福祉関係部局に保有する水道使用者の個人情報を提供し、連携を図ることとしている。</p> <p>これは、水道事業が定期的（2か月又は1か月）に水道メーターの検針を行うために各戸を訪問しており、住民の生活状況の異変を把握できるケースがあることや水道料金の納付が困難な場合などに相談を受け付ける機会があるためである。</p> <p>そのため、ライフライン事業者として地域のセーフティネットの一翼を担うべく、必要な場合には福祉関係部局へ情報を提供することとしている。</p> <p>水道事業統合後、各市町村の区域内の水道事業を担う当企業団の水道センターも、同様の理由により引き続き当該市町村福祉関係部局と連携を図る必要がある。</p> <p>【別紙2】 平成24年5月11日付け社援地発0511第1号「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長）」（抜粋）</p> |

| | |
|----------|--|
| 条 文 | 条例第7条第2項第6号 |
| 項 目 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づく情報提供の求めに応じるための水道使用者等に係る個人情報の提供 |
| 概 要 | 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、市町村の空家等対策担当部局から、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供の求めがあった場合に、水道使用者等の情報を提供する。 |
| 開 始 時 期 | 平成29年4月1日 |
| 提供する個人情報 | ○水道使用者の氏名、住所、電話番号、上下水道使用開始（中止）日、使用水量履歴 ○給水装置所有者、その代理人、給水装置管理人の氏名、住所、電話番号 |
| 理 由 | <p>適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要とされることから、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定された。</p> <p>現在、水道事業統合予定の市町村においては、空家等対策担当部局が危険な状態と判断した空家等で、居住の実態を把握できないもの、また未登記物件や所有者情報を有しないものについて、水道事業担当部局に照会があった場合には、当該物件に係る水道使用者等の個人情報の提供を行うこととしている。</p> <p>これは、水道の使用状況（使用水量）が居住の実態を、また給水装置の所有者等が当該物件の所有者を把握する1つの情報であるためである。</p> <p>水道事業統合後、各市町村の区域内の水道事業を担う当企業団の水道センターも、公益上必要と考えられることから引き続き当該市町村空家等対策担当部局からの照会に応じる必要がある。</p> <p>【別紙3】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項</p> |

【諮問事項2】オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項

| | |
|----------|---|
| 条 文 | 条例第7条第4項 |
| 項 目 | 当企業団の上下水道料金調定システムを市町村下水道担当部局の職員の閲覧に供することによる水道使用者に係る個人情報の提供 |
| 概 要 | 水道事業統合に伴い、当企業団が市町村から引き継いで所有することとなる上下水道料金調定システムについて、下水道事業を実施する市町村下水道担当部局においても即時に下水道使用者に係る最新の情報を知る必要があるため、上下水道使用者に関する情報を管理する本システムを当該市町村下水道担当部局の職員も閲覧できるものとして運用する。 |
| 開 始 時 期 | 平成29年4月1日 |
| 提供する個人情報 | 水道使用者の識別番号（お客様番号等）、氏名、住所、電話番号、料金収納情報、銀行口座情報、使用水量履歴、上下水道使用開始（中止）日、相談内容 |
| 理 由 | <p>現在、水道事業統合予定の市町村においては、水道料金と下水道使用料の徴収事務を一体的に実施している。</p> <p>これは、多くの事務が共通しているとともに下水道使用料は水道使用水量をもとに下水道汚水量を算定しており、水道事業からオンラインにより水道使用者の個人情報を下水道事業に提供し、双方が最新の情報で正確に事務を行う必要があるためである。</p> <p>水道事業統合後も下水道使用料の賦課は市町村が行うが、水道料金と下水道使用料を別々に徴収することは効率的ではなく、また住民に対しても手続や問い合わせ窓口が異なることは利便性を損なうことになる。</p> <p>このようなことから、各市町村の区域内の水道事業を担う当企業団の水道センターが、当該市町村から下水道使用料の徴収事務を受託し、水道料金と徴収事務を一体的に実施することから、引き続き当該市町村下水道部局とオンラインにより水道使用者の個人情報を提供する必要がある。</p> <p>なお、オンラインは当該水道センターと当該市町村下水道部局の間のみであり、当該水道センター以外の企業団各所属及び当該市町村下水道以外の部局からのアクセスは不可能とする。</p> |

健水発0509第1号
平成24年5月9日

厚生労働大臣認可水道事業者
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について

今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。

貴事業におかれましては、これまでも、生活困窮者には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、プライバシー保護に配慮しつつ、福祉部局との連絡・連携体制を構築していただいているものと認識しております（平成12年4月13日水道整備課事務連絡参照）。

一方、福祉部局との連絡・連携体制の構築の際に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）との関係から福祉部局への情報提供について躊躇されているのではないかと指摘も聞いております。

法第16条（利用目的による制限）及び第23条（第三者提供の制限）で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は制限の適用外とされていますが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

また、地方公共団体以外の水道事業者においては、上記規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当する場合は制限の適用外となり、本人の同意を得なくてもよいことに留意した上で、引き続き、福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築して頂くようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

社援地発0511第1号
平成24年5月11日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握
及び適切な支援のための方策等について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案が発生しています。

従来、多くの自治体では「孤立死」防止対策の主な支援対象としては、高齢者のみの世帯、高齢あるいは障害単身世帯に重点を置いた施策を実施してきたところです。

しかしながら昨今の孤立死事案を見てみると、世帯内の生計中心者（もしくは介護者）の急逝により、その援助を受けていた方も死に至った事案や、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至っている事案など、上記のような世帯に限らず発生しています。

このような実態を踏まえ、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたっては、次の点に留意し、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進されるようお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省健康局水道課、資源エネルギー庁、消費者庁と協議済みであることを申し添えます。

1 地域において支援を必要とする者の把握のための関係部局・機関との連絡・連携体制の強化の徹底について

別添1-1～**別添1-6**のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）をはじめ、

- ・「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害福祉課長通知）
- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関

等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月2日社援地発0302第1号社会・援護局地域福祉課長通知:社会福祉法人全国社会福祉協議会会長宛)

- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月2日雇児育発0302第1号、社援地発0302第2号雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長連名通知:全国民生委員児童委員連合会会長宛)
- ・「地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月8日老振発0308第2号老健局振興課長通知)
- ・「地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成24年3月8日老振発0308号第3号老健局振興課長通知:財団法人全国老人クラブ連合会会長宛)
が発出され、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約される体制の構築等を依頼しているところであるので参照されたい。

2 個人情報取扱い

福祉部局との連携に際しては、特にライフライン関係事業者の協力が重要となるが、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)との関係から情報提供に躊躇されているのではないかと指摘がある。

このようなことから、今般当職より、個人情報保護法を所管する消費者庁(各事業、分野については各事業所管省庁が担当)、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、及び水道事業を所管する健康局水道課等に対して、民間事業者に適用される個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能とされている(第16条[利用目的による制限]、第23条[第三者提供の制限])点について確認を行ったところである。

なお、それぞれの事業を所管する省庁の主務大臣は個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する助言等を行うことができるとされている。

ライフライン関係事業者への通知については、別添2-1～別添2-3のとおり、水道事業

を所管する健康局水道課から、

「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」(平成24年5月9日健康発0509第1号健康局水道課長通知)が、

電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁から、

「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成24年4月3日経済産業

省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官（液化石油ガス産業担当）通知
が発出され、あらためて個人情報取扱事業者である水道・電気・ガス事業者に対して、個人情報保護法第16条（利用目的による制限）及び第23条（第三者提供の制限）は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合はこれらの制限は適用除外となり、あらかじめ本人の同意を得なくてもよいとされていることに留意すること、また、地方公共団体である水道事業者に対しては、条例に上記内容と同様の規定がある場合においてそれに該当するときは、当該規定を適用するよう助言等がなされたところである。

なお、自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更）においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされているので合わせて参考とされたい。（別添2-3「個人情報の適切な共有について」平成24年4月26日付消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡参照）

地方自治体の福祉担当部局におかれては、以上のことを参考とし、事業者や民生委員等から得られる、地域において支援を必要とする者（生活に困窮された方）の情報が着実に必要な支援につながるよう、こうした情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制を構築されるとともに、事業者と福祉関係部局との連携についても特段のご配慮をいただくよう改めてお願いする。

また、今後も、事業者と福祉関係部局との連携について、個別具体的な事例の運用や解釈等について判断に苦慮する場合は相談されたい。

3 孤立死対策等に有効な取組みを行っている自治体の事例について

今般、孤立死対策の推進・強化に資するため、孤立死対策等に有効と考えられる取組みを行っている自治体の事例を収集したので情報提供する。

これらの取組みも参考に、孤立死対策の更なる推進・強化について検討されたい。

（1）行政による分野横断的・総合的な取組みの例

- ① 北海道南富良野町の「地域包括支援ネットワーク強化推進事業」の主な取組み：別添3-1のとおり
- ② 秋田県湯沢市の「安心生活創造事業」及び「地域包括ケア推進事業」の取組み：別添3-2のとおり
- ③ 埼玉県行田市の「安心生活創造事業」による総合相談体制の整備と市内全自治会での要援護者マップ作り及び孤立死防止のための民間事業者等との地域安心ネットワーク会議開催の取組み：別添3-3のとおり

(2) 行政とライフライン事業者等との連携の例

① 栃木県大田原市の「安心生活創造事業」による水道検針員や郵便配達員、新聞配達員等民間事業者と連携した見守りの取組み：別添3-4のとおり

② 千葉県市川市と東京電力株式会社京葉支社との連携協定の事例：別添3-5のとおり

(3) 地域住民のコミュニティ・ネットワークも活用した総合的な取組み例

① 神奈川県横浜市「安心生活創造事業」公田町団地（UR賃貸住宅）の見守り活動の取組み：別添3-6のとおり

② 福岡県北九州市の「いのちをつなぐネットワーク事業」の取組み：別添3-7のとおり

4 孤立死事案の検証状況について

今般、札幌市、さいたま市、立川市で発生した孤立死の事案に関し、各市町村から検証状況を聴取し、別添4-1～別添4-3のとおりまとめたので参考にされたい。

5 地域福祉等推進特別支援事業及び安心生活創造事業の活用について

孤立死防止に有効と考えられる取組みを実施する場合、必要な経費については「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の中の「地域福祉等推進特別支援事業」の対象とすることが可能であり優先的に採択する予定であるので、積極的な活用を検討されたい。

<取組みの例>

- ・ 支援が必要な方の把握や要支援者マップ等の作成、訪問や電話による安否確認やサロンの設置
- ・ 地域の孤立死を防止するための地域ネットワークシステムの構築等

また、先述の「3」で紹介した自治体の事例のうち「安心生活創造事業」については、平成24年度新たに取り組む市町村に対して2年間を限度として国庫補助（定額10/10相当、原則上限1,000万円程度）を行うこととしているので、この事業の活用についても検討されたい。

なお詳細については、平成24年3月1日開催の全国社会・援護局関係主管課長会議資料（社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室）「1 地域福祉の推進について」、及び「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」（平成24年4月5日厚生労働省発社援0405第9号）及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成24年4月5日社援発0405第3号）を参考にされたい。

空家等対策の推進に関する特別措置法 抜粋

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。